

令和2年8月3日

お客さま各位

利根郡信用金庫

普通預金規定及び貯蓄預金規定の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し、令和2年10月1日（木）以降に新規開設いただく普通預金口座（無利息型普通預金を含む）及び貯蓄預金口座に導入いたします。

これを受け、普通預金規定及び貯蓄預金規定について、下記のとおり本手数料に係る条項を追加し改定させていただきます。

当金庫におきましては、利用されていない口座について、ご利用の再開をお勧めし、今後ご利用予定のない口座について管理を要する最低限のコストをご負担いただくことによりまして、当金庫を常日頃からご利用いただいているお客さまへのサービスの維持及び向上に一層努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定（追加）する預金規定

普通預金規定及び貯蓄預金規定

2. 改定日

令和2年10月1日（木）

3. 改定内容

7.（手数料の取扱い）

（1）未利用口座管理手数料

- 令和2年10月1日以降に開設された普通預金口座（無利息型普通預金を含む）及び貯蓄預金口座は、最後のお預け入れまたは払戻し等による口座残高の変動（なお、該当口座のお利息の元本への組入れ及び未利用口座管理手数料の引落しは除くものとします。）から2年以上、一度もお預け入れまたは払戻し等による口座残高の変動がない口座を未利用口座として取扱います（総合口座を含みます）。また、未利用口座のうち、通帳等の盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も未利用口座として取扱います。
- 預金者の口座が未利用口座となった場合、お届けの氏名、住所に宛て、通知を発信します（第5項各号に定める場合を除きます）。なお、この通知が延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。
- 前項の通知を発信してから、発信の翌々月末までにお預け入れまたは払戻し等による口座残高の変動がない場合、その翌月における当金庫が定める任意の日に1, 200円（年額、消費税別途）の未利用口座管理手数料（以下「本手数料」といいます。）をご負担いただきます。預金者の口座が未利用口座である場合、翌年以降も同様の手続により本手数料をご負担いただきます。
- 前項の本手数料は、通帳、払戻請求書の提出なしに、該当の未利用口座より引落すものとします。

- 第3項にかかわらず、次のいずれかの条件にあてはまる場合、本手数料はかからないものとします。
 - 未利用口座の預金残高が1万円以上である場合
 - 未利用口座の取引店と同一取引店で、定期性預金（定期預金、積立定期預金、定期積金）のお取引がある場合
 - 未利用口座の取引店と同一取引店で、預かり資産（投資信託、国債）のお取引がある場合
 - 未利用口座の取引店と同一取引店で、借入（カードローン等を含みます）のお取引がある場合
- 未利用口座の口座残高が本手数料の金額に満たない場合は、当該口座残高を、本手数料の一部としていただいたのち、預金者に通知することなくこの未利用口座を解約できるものとします。この場合、預金者は、未利用口座の口座残高以上の支払義務を負わないものとします。
- 前項による未利用口座の解約にともないお客さまに生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 引落とし済みの本手数料は返却しません。
- 解約した未利用口座の再利用の求めには応じません。

（2）その他手数料

- この預金の取引に関する手数料が改定もしくは新設された場合にも、その他手数料はこの預金口座から払戻請求書等によらず引落します。
- 前項にかかわらずその他手数料の引落としができなかった場合、当金庫は預金口座を解約することができるものとします。